

1 ●基礎年金番号
 ・年金手帳または基礎年金番号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
 ・基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。

2 ●氏名
 請求者が自署で記入してください。

3 ●連絡先電話番号
 日中に問い合わせができる電話番号を記入してください。(携帯電話の電話番号も可能です。)

基礎年金番号 1234-567890		フリガナ ネンキン イチロウ 氏名 年金 一郎		生年月日 昭和 49 年 10 月 6 日 平成 7 年 10 月 6 日	性別 ① 男 ② 女
住所 フリガナ トウキョウト マルマルク シカクサンカク1-2-3 〒 111-1111 東京 都 区 町 村 □△1-2-3		連絡先電話番号 (12-3456-7890)		市区町村コード	
海外居住者住所欄 国名 電子メールアドレス		金融機関名 確定 ① 銀行 ② 信連 ③ 信金 ゆうちょ銀行以外の金融機関		金融機関コード	
口座名義人 フリガナ ネンキン イチロウ 氏名 年金 一郎		支店名 △△ 本店 支店(支所) 出張所		支店コード	
氏名変更がある場合、旧氏名を記入してください		預金種別 ① 普通 ② 当座 0 0 1 1 1 1 1 1		口座番号(右詰め)	
フリガナ		通帳記号		通帳番号(右詰め)	
実施事業所名称 (株)年金建設		★資格喪失日 平成 06 年 12 月 1 日 令和 9 年 12 月 1 日		請求者の請求時における被保険者種別 ①: 第1号 ②: 第2号 ③: その他(日本国籍を有しない海外居住者等)	
記録関連運営管理機関 <input type="checkbox"/> 0000011日本インバスター・ソリューション・アンド・テクノロジー (JIS&T) <input type="checkbox"/> 0000115SBIペネフィット・システムズ (SBI) <input checked="" type="checkbox"/> 0000074日本レコード・キーピングネットワーク (NRK) <input type="checkbox"/> 0000015損保ジャパンDCC証券		請求者が第2号加入者の場合で、確定給付型の企業年金等(※)に加入する者(企業型確定拠出年金に加入する者を除く)であって、他制度掛金相当額が5万円を超過していることにより脱退一時金を請求される方は、以下の欄に事業主の証明を受けてください。 確定給付企業年金、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度			
【事業主証明欄】 上記の者は、当事業所に使用される厚生年金の被保険者で、確定給付型の企業年金等に加入する者(企業型確定拠出年金に加入する者を除く)であり、他制度掛金相当額が5万円を超過していることを証明します。		証明日 令和 6 年 12 月 1 日 ※3ヵ月以内有効 郵便番号・所在地 111-1111 東京都○○区△△1-2-3 事業所名称・フリガナ カネキョウサービス 株式会社 年金食品サービス 事業主名称(代表者同書・氏名) 年金 太郎 ご担当者様のお名前・ご連絡先 年金 三郎 12 3456 7890			

4 ●海外居住者住所欄
 日本国籍を有しない海外居住者の方は、海外住所に国名から記入し、現地で連絡が取れる住所、電話番号、電子メールアドレスを記入してください。
 ※アルファベット、算用数字でご記入ください。

国名 アメリカ	111 ABC Street, Def City GH 123456 U.S.A	連絡先電話番号 (23-4567-8901)
電子メールアドレス aaabbbX@XX.com	※アルファベット、算用数字でご記入ください。	

5 ●口座名義人(本人名義に限定・屋号付きは不可)
 請求者氏名と一致する本人名義の口座に限ります。(屋号付きは不可。)

6 ●ゆうちょ銀行以外の金融機関
 脱退一時金を銀行などの金融機関から受け取る方は、「1」に○印を付け、金融機関名、本店・支店名を記入してください

7 ●預金種別
 該当する預金種別の数字に○印を付けてください。

8 ●口座番号(右詰め)
 預金通帳の口座番号を右詰めで記入してください。

9 ●ゆうちょ銀行
 脱退一時金をゆうちょ銀行から受け取る方は、「2」に○印を付け、預金通帳の記号と番号を右詰めで記入してください。

10 ●移換元の情報
 (最後に加入していた企業型確定拠出年金の情報)
 ・最後に加入していた企業型確定拠出年金の情報を記入してください。
 ・各項目については、今までに受領した書類や以前の勤務先で確認してください。

- 11 ● 記録関連運営管理機関
該当する□にレ点を記入してください。
- 12 ● ★資格喪失日
退職による資格喪失の場合は、退職日の翌日が資格喪失日となります。
- 13 ● 請求者の請求時における被保険者種別
該当する数字に○印を付けてください。

- 14 ● 事業主証明欄 **《事業主が記入してください。》**
請求者が第2号被保険者で脱退一時金を請求される場合、事業主は請求者が証明欄の記載内容に該当していることを確認の上、事業所所在地・事業所名称・事業主名称・担当者名・日中に問い合わせができる電話番号を記入してください。（携帯電話の電話番号も可能です。）
個人事業主の方の場合は、事業主の住所及び氏名を記入してください。

注意事項

- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。（選択肢は、数字または項目の場合は○印を、□の場合はレ点を記入してください。）
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- 記入内容に不備があった場合は手続きが遅延することがあります。
- 外国籍の海外居住者の方は「海外居住者住所」にご記入ください。
- その他必要な添付書類は、「【K-016号】脱退一時金裁定請求書 兼 個人別管理資産移換依頼書＜必要な添付書類＞」をご覧ください。
- 手続きに要する期間は約2～3ヵ月半、手数料は国内送金の場合で4,180円（消費税込）、海外送金の場合で11,000円（消費税込）です。
- なお、「自動移換（下記A・B参照）」の状態から移換を行う場合は、別途、特定運営管理機関の移換手数料1,100円（消費税込）が個人別管理資産から控除されますので、ご了承ください。

A 企業型確定拠出年金の資格喪失日が属する月の翌月から6ヵ月（以下、「自動移換回避期限」という）までに、何らかの手続きを行わなかった場合は、次のような取り扱いになります。これを「自動移換」といいます。

- (1) 個人別管理資産は現金化され、運用されません。
- (2) 個人別管理資産の管理先が、国民年金基金連合会にかわります。
- (3) 管理先の変更に伴い、国民年金基金連合会及び特定運営管理機関に係る自動移換手数料、それぞれ1,048円、3,300円が、個人別管理資産から控除されます。

また、特定運営管理機関の管理手数料52円/月（自動移換後、4ヵ月後から）が、個人別管理資産から控除されます。（金額は消費税込）

B 以下の場合、「自動移換」の状態からの移換として手続きを行いますので、お早めに手続きを行ってください。

- この依頼書を提出したが、
- (1) 提出先での「受付日」が自動移換回避期限を経過していた
 - (2) 不備事項を、自動移換回避期限内に解消できなかった

- (例) ①添付書類の漏れ
②依頼書の記入事項の相違
③企業型確定拠出年金での保有データの相違

- 「基礎年金番号」、「生年月日」、「性別」、「記録関連運営管理機関」、「★資格喪失日」に間違いや不備がある場合は、次のデメリットが発生することがあります。
 - (1) 移換不能、遅延および移換依頼書の再提出
 - (2) 「自動移換」扱いによる手数料の発生

脱退一時金の裁定時には、法令に基づき、他の確定拠出年金の加入状況も確認のうえ、裁定をしております。